

■景観形成基準

区域		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、<u>できるだけ後退させる</u>こと。 • 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 • 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。 • 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 • 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> • 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観との調和に配慮し、<u>圧迫感を与えない</u>よう工夫すること。 • 外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する<u>落ち着いたある色彩</u>を基調とすること。 • 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との<u>調和を図るもの</u>とすること。
工作物(プラント等・鉄塔等)	位置	<ul style="list-style-type: none"> • 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、<u>できるだけ後退させる</u>こと。 • 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、樹木の保護を図るとともに、敷地の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 • 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。 • 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。 • 鉄塔、電柱、電波塔類は、<u>周辺の景観への影響を極力抑える</u>よう配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 • 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> • 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺の景観との調和に配慮し、<u>圧迫感を与えない</u>よう工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> • 目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する<u>落ち着いたある色彩</u>を基調とすること。

区域	景観形成基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> • 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 • 緑化を図る計画とすること。 • 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 • 斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 • 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。 • 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に生かせるよう配慮すること。